

新・労務管理の 手引き

改訂版

輸送の「安全確保」のために

平成15年7月



CONTENTS

目次

◆改正ポイント1	1
運行期間の制限	
一の運行は144時間を超えてはいけません	
◆改正ポイント1-1	2
運行期間の特例	
一の運行中にフェリーに乗船した場合は	
◆改正ポイント2	3
中間点呼・運行指示書	
対面点呼ができないときは中間点呼・運行指示書の携行が義務づけられました	
◆改正ポイント2-1	4
点呼・運行指示書 ①	
中間点呼と運行指示書が必要な場合	
◆改正ポイント2-2	5
点呼・運行指示書 ②	
中間点呼と運行指示書が不必要な場合	
◆資料1	6
点呼記録簿(記載例)	
◆資料2	8
運行指示書(記載例)	
◆資料3	10
運転日報・運行指示書(記載例)	
◆社会保険の適正加入	12
貨物運送事業者は強制適用事業所です	
◆貨物自動車運送事業	13
輸送安全規則の一部改正(抜粋)	

はじめに

「労務管理に関する改正法の概要」

貨物自動車運送事業法の一部が改正され(以下「改正法」という)、2003年4月1日から施行されました。改正法のポイントは、営業区域規制の廃止、運賃料金の事前届出制から事後届出制(30日以内)への変更などです。

また営業区域規制の廃止にともなって、貨物自動車運送事業にかかわる“運行管理体制”が見直され、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部が改正されました。改正の概要は下記のとおりです。

輸送安全規則関連	改正点の要約
運行期間	運転者が営業所を出発後、帰着するまでの期間は144時間(6日)を超えてはいけません。
点 呼	乗務前・乗務後の点呼は対面点呼です。対面点呼を行うことができないような運行のときは、中間点呼が義務づけられました。
指示書の携行	対面点呼を行うことができないような運行の場合(2泊3日以上)の運行)には、運行管理者は運転者に運行指示書を携行させなければなりません。

これら事項は法律で義務づけられたもので、必ず遵守しなければなりません。

このほか、改正法施行にあわせて、社会保険等への適正加入について指導強化が図られました。

本書では、改正法のうち“運行管理面”と“社会保険制度”のポイントについてわかりやすく紹介しています。

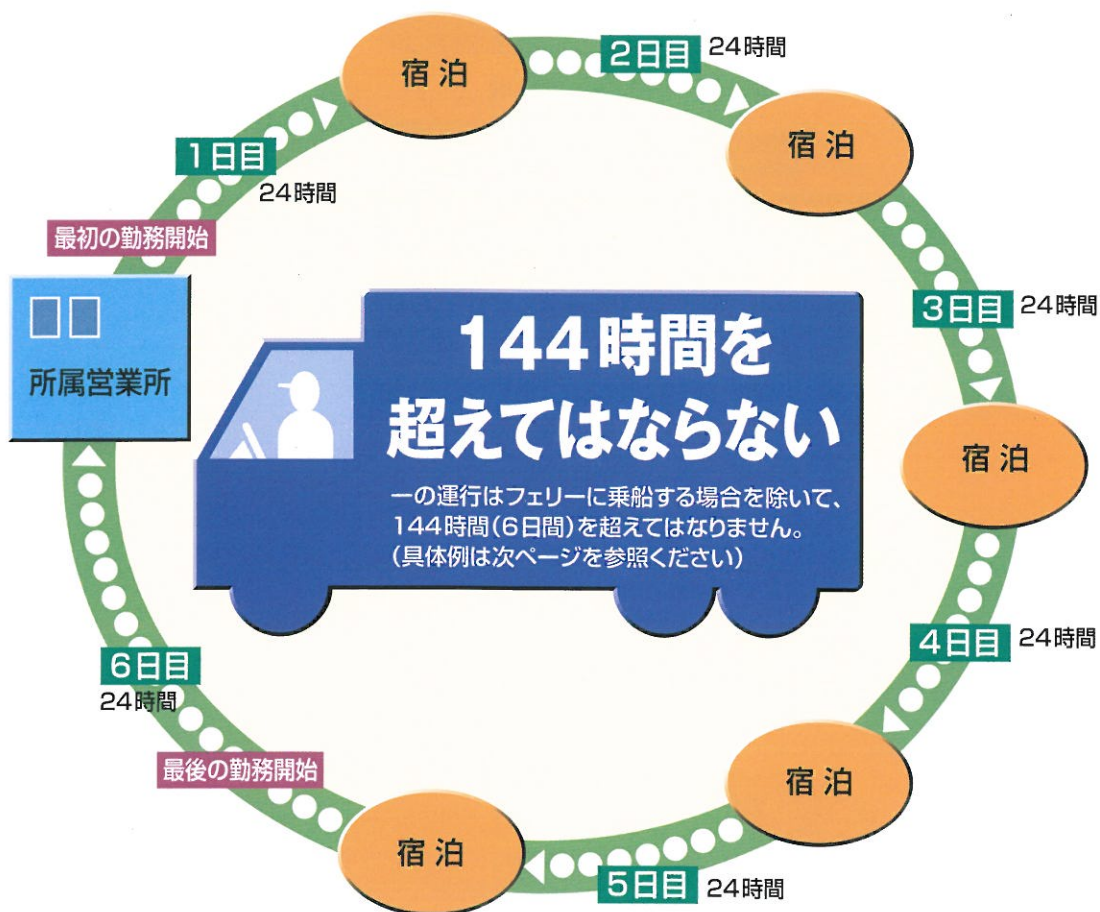
新たな労務管理の手引きとしてご利用ください。

改正ポイント 1 運行期間の制限

いち 一の運行は144時間を 超えてはいけません

改正の ポイント

今回の“改正法の目的の一つ”に「安全の確保」があります。営業区域が撤廃されたことによって長期間、所属営業所に戻らない運行が行われることが想定されます。そこで運転者の過労防止を図ることを目的に、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に加え、一の運行にあたっては144時間(6日間)以上の運行の禁止が新たに義務づけられました。



* 運転者の勤務時間および乗務時間を定める場合の基準は、「改善基準告示」(平成元年労働省告示第7号)に従うこと。

国土交通省告示(平成13年8月20日国土交通省告示第1365号)の改正

・赤字部分は改正箇所

貨物自動車運送事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準は、運転者の労働時間等の改善が過労運転の防止にも資することに鑑み、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)とする。なお、運転者が一の運行における最

初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間(ただし、改善基準告示第4条第3項において厚生労働省労働基準局長が定めることとされている自動車運転者がフェリーに乗船する場合における休息期間を除く。)は144時間を超えてはならない。

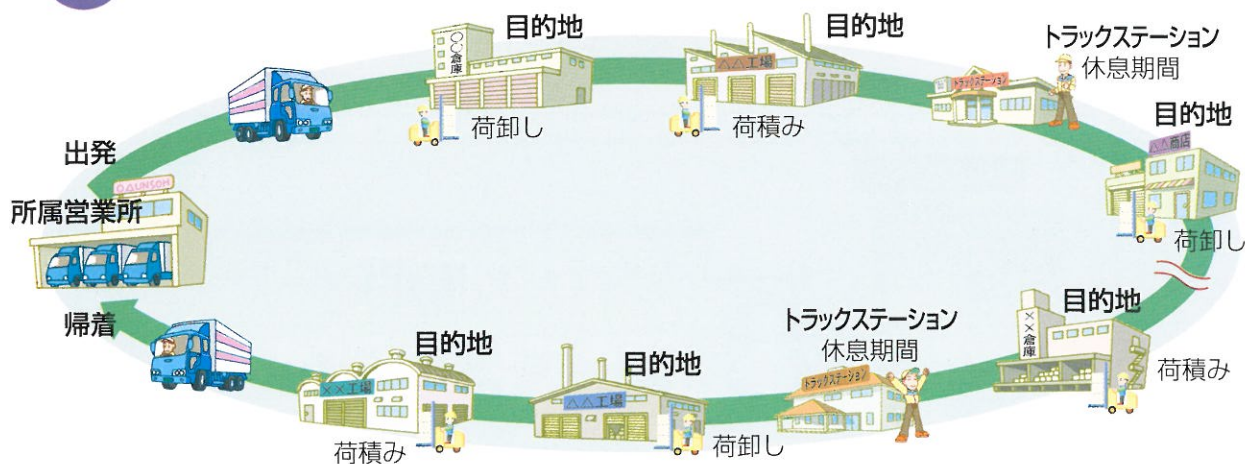
改正ポイント 1-1 運行期間の特例

一の運行中にフェリーに 乗船した場合は？

改正の ポイント

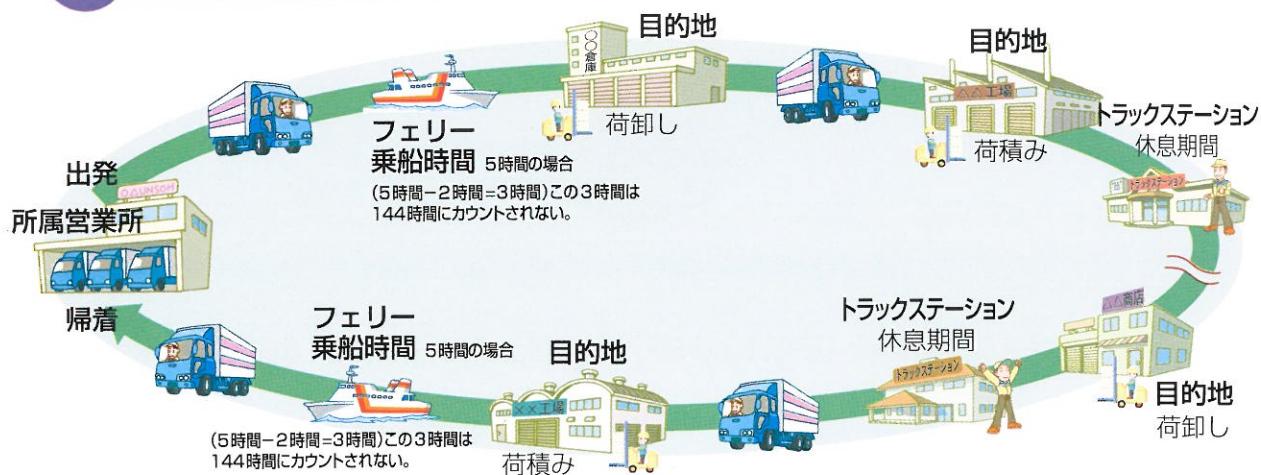
今回の改正法により、一の運行にあたっては144時間(6日間)以上の運行が禁止されています。ただし、一の運行途中で、フェリーに乗船した場合は、所属営業所から出発して帰着するまでの時間から、「フェリーに乗船した場合における休息期間」を差し引いた時間が144時間を超えてはならないこととなっています。

1 運転者の一の運行(例)



※所属営業所から出発して帰着するまでの時間が144時間を超えないこと。

2 一の運行途中でフェリーに乗船した場合は



※「フェリーに乗船した場合における休息期間」とは、フェリー乗船時間から拘束時間として取り扱われる2時間を差し引いた時間を指します。(上記の「フェリー乗船時間」10時間のうち6時間の休息期間は、運行期間の制限144時間には含まれません)

【詳細】改善基準告示第4条第3項に基づく労働省労働基準局長の定め(平成元年3月1日付け、第92号「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」)

対面点呼ができないときは中間点呼・ 運行指示書の携行が義務づけられました

改正の ポイント

乗務前・乗務後の点呼は、対面で行わなければなりません。例えば、2泊3日のように2日目に対面点呼を行うことができない場合には、電話などにより乗務前・乗務後点呼を行うとともに、乗務の途中の点呼（中間点呼）が義務づけられました。この場合、必ず「運行指示書」を作成し、運転者に携行させることが義務づけられました。

◎乗務の途中の点呼（中間点呼）が義務づけられました

今回の改正法では、やむを得ず対面での点呼ができない場合（2泊3日以上の場合）には、電話その他の方法で乗務前・乗務後の点呼とともに中間点呼を行うことが義務づけられました。

さらにこのような運行を行う場合には、中間点呼のほかに運行指示書を作成し、これによって運転者に適切な指示を行うことになりました。この運行指示書は、必ず運転者に携行させることが義務づけられました。

◎運行指示書

運行指示書には、次の事項を必ず記載しなければなりません。

- ・ 運行の開始・終了の地点、日時
- ・ 乗務員の氏名
- ・ 運行の経路と主な経過地における発車・到着の日時
- ・ 運行にあたって注意を要する箇所の位置
- ・ 乗務員の休憩地点と休憩時間
- ・ 乗務員の運転、または業務の交替地点
- ・ その他、運行の安全を確保するために必要な事項



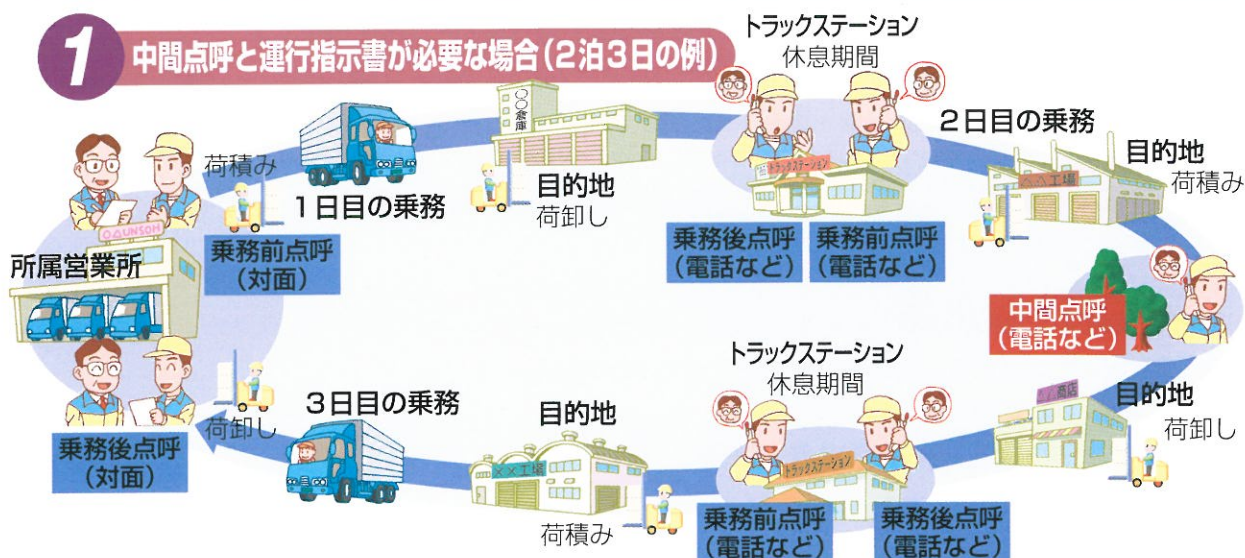
中間点呼と運行指示書が必要な場合

改正のポイント

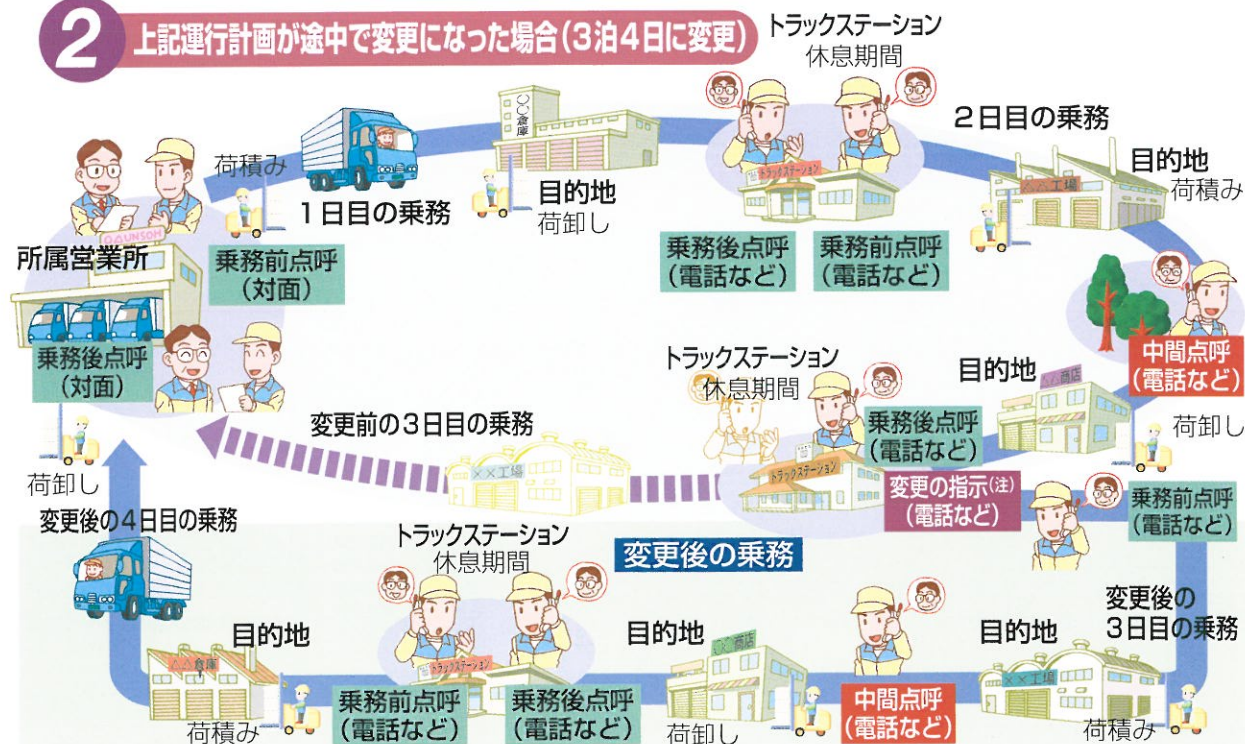
下記運行の場合には、所属営業所を出発するにあたって「運行指示書の作成」、「運転者に対する指示および運行指示書の携行」、「事業者は運行指示書と写しを1年間保存する」ことが新たに義務づけられました。また運行計画が変更した場合には、

- ・運行管理者は運行計画の変更に伴って、運行指示書の写しを訂正し、運転者に電話などにより指示を行うこと。
- ・運転者は運行計画の変更指示に伴って、運行指示書に変更内容を記載のうえ運行を行うことになりました。

1 中間点呼と運行指示書が必要な場合(2泊3日の例)



2 上記運行計画が途中で変更になった場合(3泊4日に変更)



(注) 変更の指示に伴って、運行指示書に変更内容を記載します。

・中間点呼は、乗務前・乗務後の点呼がいずれも対面でできない乗務の場合のみ行います。

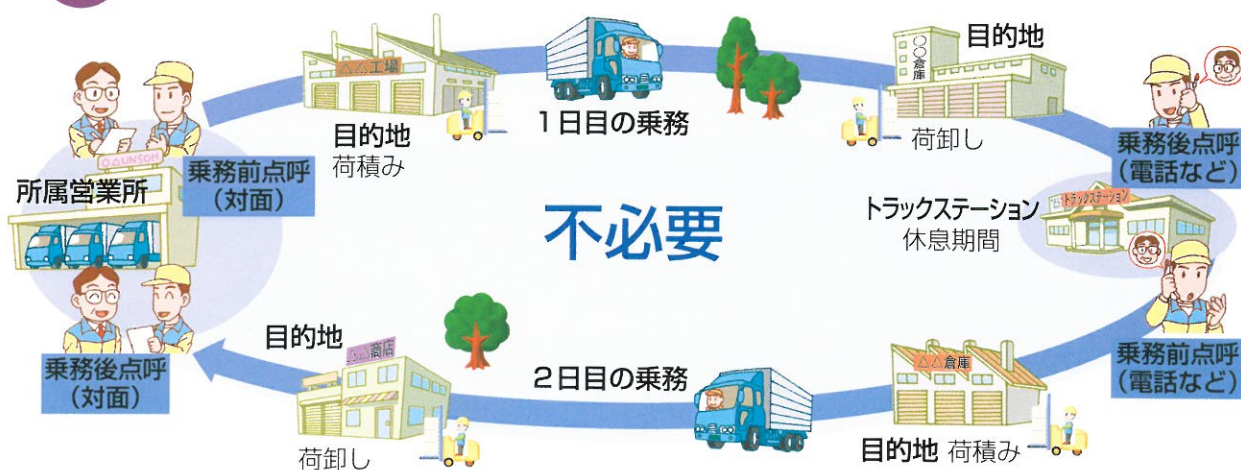
中間点呼と運行指示書が 不必要な場合

改正の ポイント

下記の ①の運行の場合は、中間点呼および運行指示書を携行する必要はありません。ただし、下記の ②の運行に変更する場合には、運転者に対して運行指示書の作成と中間点呼を実施しなければなりません。

1 中間点呼と運行指示書が不必要な場合(1泊2日)

・乗務前・乗務後の点呼を“対面により行う運行の場合”は、中間点呼の必要はありません。



2 上記運行計画が途中で変更になった場合(2泊3日に変更)



(注-1) 運行管理者は運行指示書を作成し、運転者に対して電話などで適切な指示を行います。
(注-2) 運転者は、乗務等の記録(運転日報など)に指示内容を記載します。

- 乗務前点呼 事業者は、乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合※は電話その他の方法）により点呼を行い、疾病・疲労・飲酒の状況および日常点検の状況について報告を求め、自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければなりません。
- 中間点呼 事業者は、乗務前・乗務後に対面点呼が行えない場合、電話その他の方法により乗務前・乗務後の点呼を行うとともに、乗務途中においても少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い、疾病・疲労・飲酒の状況について報告を求め、自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければなりません。
- 乗務後点呼 事業者は、乗務を終了した運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合※は電話その他の方法）により点呼を行い、自動車、道路および運行の状況、また他の運転者と交替する場合には、交替者への通告について報告を求めなければなりません。
- 記録簿の保存 事業者は、点呼を行い、報告を求め、指示をしたときは、運転者ごとに点呼内容を記録し、その記録を1年間保存しなければなりません。（根拠条文：貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）

※ 運行上やむを得ない場合とは：遠隔地で乗務が開始または終了するため、乗務前点呼または乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出動していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

◆記載例

●疾病・疲労・飲酒の状況

疾病・疲労・飲酒の状況をチェックした結果、問題なく良好であったことを示します。

●日常点検の状況

尾灯の状況が不良だったため、整備するよう指示したことを示します。

点呼記録簿										平成 15 年 〇 月 2 日 () 天候 晴					
会社名		〇〇運送(株)		支店		△△支店		運行管理者 代 務 者		  					
運転者名 (車両番号)	乗務前点呼	中間点呼	乗務後点呼												
点呼時刻	点呼方法	疾病・疲労・飲酒の状況	日常点検の状況	指示事項	点呼時刻	点呼方法	疾病・疲労・飲酒の状況	日常点検の状況	指示事項	点呼時刻	点呼方法	疾病・疲労・飲酒の状況	日常点検の状況	指示事項	点呼者
〇〇〇〇〇 (No. 1)	8:00	TEL ()	○	○	佐藤	時 分	TEL ()			2 日 時 分 17:40	対面 TEL ()	○	○		田中
△△△△△ (No. 2)	7:30	対面 ()	○	× 尾灯整備	佐藤	時 分	TEL ()			2 日 時 分 18:00	対面 TEL ()	第1号から指差時に連絡あり	異常なし		田中
□□□□□ (No. 3)	8:10	対面 ()	下坂から指差時に連絡あり	異常なし	佐藤	2 日 時 分 13:30	TEL ()	第2号から指差時に連絡あり	異常なし	2 日 時 分 19:00	対面 TEL ()	第3号から指差時に連絡あり	異常なし		田中
()	時 分	対面 TEL ()				時 分	TEL ()			時 分	対面 TEL ()				
()	時 分	対面 TEL ()				時 分	TEL ()			時 分	対面 TEL ()				
()	時 分	対面 TEL ()				時 分	TEL ()			時 分	対面 TEL ()				

(注) 良・・・○
否・・・×として、記事に書く

(無断複写複製を禁じます。) 社団法人 全日本トラック協会 標準様式

●運転者名

運転者個別に点呼状況を記載します。上欄には運転者名を、下欄には車両番号を記載します。

(事業者用)

運行指示書(正)

平成 年 月 日 () 天候

会社名	
支店	運転者
	運転者

開始	終了	走行メーター		走行料
時 : 分	時 : 分	車 種	統計運行管理者運行管理者 代 務 者	
時 : 分	時 : 分	車 号		

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	運行の安全を確保するために必要な事項
運行計画・指示、変更	計画指示 変更																									
	1日目 (/)																									
	2日目 (/)																									
	3日目 (/)																									
運行開始及び終了地点、主な経路地及び発着時間、休憩地点及び時間、交替地点など運行計画	計画指示 変更																									
	1日目 (/)																									
	2日目 (/)																									
	3日目 (/)																									
運行終了：S、運行終了：E、運転：D、積込：T、取卸：P、休憩：R、点検：Cとする	計画指示 変更																									※この運行指示書(正)及び(写)を1年間保存すること (無断複写複製を禁じます。)
	1日目 (/)																									
	2日目 (/)																									
	3日目 (/)																									
運行開始：S、運行終了：E、運転：D、積込：T、取卸：P、休憩：R、点検：Cとする	計画指示 変更																									社団法人 全日本トラック協会 標準帳票
	1日目 (/)																									
	2日目 (/)																									
	3日目 (/)																									

◆記載例

本帳票は、運転日報と運行指示書を兼用した場合のものです。

上欄の運行計画指示の欄には、P.8の運行指示書

の記載例に準じて記載してください。

下欄の運行記録(実績)は、運転日報として使用してください。

[illegible]

●運行記録（実績）

実際に運行した記録について、乗務や休憩などに分けて、横線で表します。

●貨物の積載状況

最大積載量 5 トン、車両総重量 8 トン以上の車両については、必ず記載すること。

運転日報・運行指示書（正）

（事業者用）

会社名											平成 年 月 日（ ）天候																							
支店	運転者										始業時間	時：分	終業時間	時：分	車種	統括運行管理者										運行管理者	代務者							
	運転者										始業時間	時：分	終業時間	時：分	車号																			
															走行メーター										走行杆									
															開始										終了									

運行計画・指示	運行開始及び終了地点、主な経路地及び発着時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	運行の安全を確保するために必要な事項
	1日目（ / ）																									
	2日目（ / ）																									
	3日目（ / ）																									
	日目（ / ）																									
	日目（ / ）																									
	日目（ / ）																									
	日目（ / ）																									
	日目（ / ）																									
	日目（ / ）																									

運行開始：S、運行終了：E、運転：D、積込：T、取卸：P、休憩：R、点検：Cとする

運行記録（実績）	第1日（天候）	乗実車	積卸	空車	点検・整備	手待・休憩・休息	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	運行途中連絡事項
	乗実車	積卸	空車	点検・整備	手待・休憩・休息																										
	乗実車	積卸	空車	点検・整備	手待・休憩・休息																										
	乗実車	積卸	空車	点検・整備	手待・休憩・休息																										
	乗実車	積卸	空車	点検・整備	手待・休憩・休息																										
	乗実車	積卸	空車	点検・整備	手待・休憩・休息																										
	乗実車	積卸	空車	点検・整備	手待・休憩・休息																										
	乗実車	積卸	空車	点検・整備	手待・休憩・休息																										
	乗実車	積卸	空車	点検・整備	手待・休憩・休息																										
	乗実車	積卸	空車	点検・整備	手待・休憩・休息																										

月日	発地（荷主名）	着地（荷主名）	品名	積荷確認	個数	トン数
貨物	/				個	t
積載	/				個	t
状況	/				個	t
	/				個	t
	/				個	t

※この運行指示書（正）及び（写）を1年間保存すること

（無断複写複製を禁じます。） 社団法人 全日本トラック協会 標準帳票

貨物運送事業者は 強制適用事業所です

ポイント

貨物自動車運送事業者の場合、社会保険の強制適用事業所となりますが、未加入・未納事業者が見受けられます。今回の改正法施行にあわせて、運送事業従事者の労働条件および公平な競争条件を確保し、適正な事業運営を図るために、社会保険の加入状況についてチェック体制が強化されました。

広義の社会保険への適正加入に関しては、新規運送事業者はもとより既存運送事業者に対しても、地方適正化実施機関による巡回指導の際の加入状況の調査・指導、運輸局による未加入事業者

に対する改善指導、運輸局等と労働局・社会保険事務局との通報制度に基づく指導など厳正な指導が行われます。

事業主が行わなければならない主な手続き

雇用保険・労災保険

提出先は、公共職業安定所または労働基準監督署です

事 由	申請書・届	提出期限
事業の種類、名称、所在地などに変更があったとき	名称、所在地等変更届	変更日の翌日から10日以内
事業主が行う事務につき代理人を選任または解任したとき	代理人選任・解任届	その都度
事業を廃止したとき	確定保険料申告書 適用事業所廃止届 雇用保険被保険者資格喪失届	事業を廃止した日の翌日から50日以内 雇用保険は適用事業所廃止届、雇用保険被保険者資格喪失届を10日以内に提出
従業員を新規採用したとき	雇用保険被保険者資格取得届	採用の日の属する月の翌月10日まで
被保険者が退職したり、死亡したりしたとき	雇用保険被保険者資格喪失届	被保険者でなくなった日の翌日から10日以内
被保険者を転勤させたとき	雇用保険被保険者転勤届	その事実のあった日の翌日から10日以内
被保険者区分に変更があったとき	雇用保険被保険者区分変更届	変更のあった日の属する月の翌月10日まで

健康保険・厚生年金保険

提出先は、社会保険事務所または健康保険組合です

事 由	申請書・届	提出期限
従業員を採用したとき	被保険者資格取得届	5日以内
被保険者が退職または死亡したとき	被保険者資格喪失届	資格喪失日から5日以内
標準報酬の定時決定のとき	被保険者報酬月額算定基礎届	8月1日から8月10日まで
標準報酬の随時改定のとき	被保険者報酬月額変更届	できるだけ早く
賞与などの標準報酬対象以外の報酬が支給されたとき	賞与等支払届	5日以内
被保険者の氏名が変わったとき	被保険者氏名変更届	できるだけ早く
被保険者の住所が変わったとき	厚生年金保険被保険者住所変更届	できるだけ早く
被保険者が育児休業を取得（終了）したとき	育児休業取得者申出書 (育児休業取得者終了届)	できるだけ早く
事業主が変わったとき	事業主変更届	5日以内
事業主の氏名、事業所の名称・所在地が変わったとき	事業所関係変更届、事業所所在地・名称変更届	5日以内
事務の代理人を選任または解任したとき	事業主代理人選任（解任）届	その都度

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正

(抜 粋)

(平成二年七月三十日運輸省令第二十二号)
最終改正 平成十五年二月十四日国土交通省令第十一号

赤字部分は、改正により削除のあった条文及び挿入箇所

第一章 総則

(趣旨)

第一条 貨物自動車運送事業法(第二十九条第一号イを除き、以下「法」という。)に基づく貨物自動車運送事業の輸送の安全の確保に関する事項については、法に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(用語)

第二条 この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第二章 貨物自動車運送事業

第一節 貨物自動車運送事業者が遵守すべき事項

(過労運転の防止)

第三条 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者(以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。)は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者(以下「運転者」という。)を常時選任しておかなければならない。

2 前項の規定により選任する運転者は、日々雇入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(十四日を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。)であつてはならない。

3 貨物自動車運送事業者は、運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員(以下「乗務員」という。)が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合にあつては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

4 貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、運転者の勤務時間及び乗務時間を定めなければならない。

5 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒その

他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

6 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。

7 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統であつて起点から終点までの距離が百キロメートルを超えるものことに、次に掲げる事項について事業用自動車の乗務に関する基準を定め、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

- 1 主な地点間の運転時分及び平均速度
- 2 乗務員が休憩又は睡眠をする地点及び時間
- 3 前項の規定により交替するための運転者を配置する場合にあつては、運転を交替する地点

(過積載の防止)

第四条 貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠つてはならない。

(貨物の積載方法)

第五条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

- 1 偏荷重が生じないように積載すること。
- 2 貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講ずること。

(自動車車庫の確保)

第六条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の保管の用に供する自動車車庫を適切に確保しておかなければならない。

(点呼等)

第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対

し、**対面**(運行上やむを得ない場合は電話**その他の方法**)により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

1 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

2 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認

2 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、**対面**(**運行上やむを得ない場合は電話その他の方法**)により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあつては第十七条第四号の規定による通告について報告を求めなければならない。

3 貨物自動車運送事業者は、**前三項**に規定する点呼のいずれも**対面**で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、**第一項第一号**に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

4 貨物自動車運送事業者は、**前三項**の規定により点呼を行い、報告を求め、指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。
(乗務等の記録)

第八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

1 運転者の氏名

2 乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

3 乗務の開始及び終了の地点及び日時並

びに主な経過地点及び乗務した距離

四 運転を交替した場合にあつては、その
地点及び日時

五 休憩又は睡眠をした場合にあつては、
その地点及び日時

六 車両総重量が八トン以上又は最大積載
量が五トン以上の普通自動車である事業
用自動車に乗務した場合にあつては、貨
物の積載状況

七 道路交通法(昭和三十五年法律第五
号)第七十二条第一項に規定する交通事
故若しくは自動車事故報告規則(昭和二
十六年運輸省令第四号)第二条に規定
する事故(第九条の二及び**第九条の四第
一項**において「事故」という。)又は著し
い運行の遅延その他の異常な状態が発生
した場合にあつては、その概要及び原因

八 **第九条の三第三項の指示があつた場合
にあつては、その内容**

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項の
規定により記録すべき事項について、運転
者ごとに記録させることに代え、道路運送
車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第
六十七号)第四十八条の二第二項各号に掲
げる基準に適合する運行記録計(以下「運
行記録計」という。)により記録すること
ができる。この場合において、当該一般貨
物自動車運送事業者等は、当該記録すべき
事項のうち運行記録計により記録された事
項以外の事項を運転者ごとに運行記録計に
よる記録に付記させなければならない。

(運行記録計による記録)

第九条 一般貨物自動車運送事業者等は、次
に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務
について、当該事業用自動車の瞬間速度、
運行距離及び運行時間を運行記録計により
記録し、かつ、その記録を一年間保存しな
ければならない。

一 車両総重量が八トン以上又は最大積載
量が五トン以上の普通自動車である事業
用自動車

二 前号の事業用自動車に該当するけん
引自動車をけん引するけん引自動車であ
る事業用自動車

三 前二号に掲げる事業用自動車のほか、
特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配
置する事業用自動車(以下「**運行車**」と
いう。)

(事故の記録)

第九条の二 一般貨物自動車運送事業者等
は、事業用自動車に係る事故が発生した場
合には、次に掲げる事項を記録し、その記
録を当該事業用自動車の運行を管理する営
業所において三年間保存しなければならない。
い。

一 乗務員の氏名

二 事業用自動車の自動車登録番号その他
の当該事業用自動車を識別できる表示

三 事故の発生日時

四 事故の発生場所

五 事故の当事者(乗務員を除く。)の氏
名

六 事故の概要(損害の程度を含む。)

七 事故の原因

八 再発防止対策

(運行指示書による指示等)

第九条の三 一般貨物自動車運送事業者等
は、**第七条第三項に規定する乗務を含む運
行**ことに、次の各号に掲げる事項を記載し
た**運行指示書**を作成し、これにより事業用
自動車の運転者に対し適切な指示を行い、
及びこれを当該運転者に携行させなければ
ならない。

一 運行の開始及び終了の地点及び日時

二 乗務員の氏名

三 運行の経路並びに主な経過地における
発車及び到着の日時

四 運行に際して注意を要する箇所の位置

五 乗務員の休憩地点及び休憩時間(休憩
がある場合に限る。)

六 乗務員の運転又は業務の交替の地点
(運転又は業務の交替がある場合に限
る。)

七 その他運行の安全を確保するために必
要な事項

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項に
規定する運行の途中において、同項第一号
又は第三号に掲げる事項に変更が生じた場
合には、**運行指示書**の写しに当該変更の内
容(当該変更に伴い、同項第四号から第七
号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含
む。以下同じ。)を記載し、これにより
運転者に対し電話その他の方法により当該
変更の内容について適切な指示を行い、及
び当該運転者が携行している**運行指示書**に
当該変更の内容を記載させなければならない。
い。

3 一般貨物自動車運送事業者等は、**第一項**

に規定する運行以外の運行の途中におい
て、事業用自動車の運転者に**第七条第三項
に規定する乗務を行わせることとなった場
合には、当該乗務以後の運行について、第
一項各号に掲げる事項を記載した運行指示
書を作成し、及びこれにより当該運転者に
対し電話その他の方法により適切な指示を
行わなければならない。**

4 一般貨物自動車運送事業者等は、**運行指
示書及びその写しを運行の終了の日から一
年間保存しなければならない。**

(運転者台帳)

第九条の四 一般貨物自動車運送事業者等
は、**運転者**ごとに、第一号から第八号まで
に掲げる事項を記載し、かつ、第九号に掲
げる写真をはり付けた一定の様式の**運転者
台帳**を作成し、これを当該運転者の属する
営業所に備えて置かなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 事業者の氏名又は名称

三 運転者の氏名、生年月日及び住所

四 雇入れの年月日及び運転者に選任され
た年月日

五 道路交通法に規定する運転免許に関す
る次の事項

イ 運転免許証の番号及び有効期限

ロ 運転免許の年月日及び種類

ハ 運転免許に条件が付されている場合
は、当該条件

六 事故を引き起こした場合又は道路交通
法**第八十条の三十四**の規定による通知を
受けた場合は、その概要

七 運転者の健康状態

八 **第十条第二項の規定に基づき指導の実
施及び適性診断の受診の状況**

九 運転者台帳の作成前六月以内に撮影し
た**単独、上三分身、無帽、正面、無背景
の写真**

2 一般貨物自動車運送事業者等は、**運転者
が転任、退職その他の理由により運転者で
なくなった場合には、直ちに、当該運転者
に係る前項の運転者台帳に運転者でなくな
った年月日及び理由を記載し、これを三年
間保存しなければならない。**

(乗務員に対する指導及び監督)

第十条 貨物自動車運送事業者は、国土交通
大臣が告示で定めるところにより、当該貨
物自動車運送事業に係る主な道路の状況そ
の他の事業用自動車の運行に関する状況、

その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならない。

一 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者

二 運転者として新たに雇い入れた者

三 高齢者（六十五才以上の者をいう。）

3 前項の規定による認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する適性診断について行う。

一 適性診断を実施する者の職員、診断の実施の方法その他の事項についての診断の実施に関する計画が診断の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の診断の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

4 第二項の規定による認定を受けようとする者は、申請書に告示で定める事項を記載した書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。

5 第二項の規定による認定を受けた適性診断を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに適性診断の名称は、告示する。

6 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱について、当該事業用自動車の乗務員に対する適切な指導をしなければならない。

（異常気象時等における措置）

第十一条 貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（安全の確保のための服務規律）

第十二条 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る事業用自動車の運行の安全を確保するための乗務員の服務についての規律を定めなければならない。

（点検整備）

第十三条 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。

二 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第四十九条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。

（点検等のための施設）

第十四条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、事業用自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

（整備管理者の研修）

第十五条 貨物自動車運送事業者は、地方運輸局長から道路運送車両法第五十条の規定により選任した整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせなければならない。

第二節 乗務員が遵守すべき事項

（乗務員）

第十六条 貨物自動車運送事業者の乗務員は、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 酒気を帯びて乗務しないこと。

二 過積載をした事業用自動車に乗務しないこと。

三 事業用自動車に貨物を積載するときには、第五条に定めるところにより積載すること。

四 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。

（運転者）

第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者

は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

二 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検を実施し、又はその確認をすること。

三 乗務を開始しようとするとき、**第七条第三項に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、第七条第一項から第三項までの規定により貨物自動車運送事業者が行う点呼を受け、貨物自動車運送事業者にこれらの規定による報告をすること。**

四 乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。

五 他の運転者と交替して乗務を開始しようとするときは、当該他の運転者から前号の規定による通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検をすること。

六 第八条第一項の規定による記録（同条第二項の規定により、同条第一項の規定により記録すべき事項を運行記録計による記録に付記する場合にあつては、その付記による記録）をすること（一般貨物自動車運送事業者等の運転者に限る。）

七 **第九条の三第一項の規定により一般貨物自動車運送事業者等が作成する運行指示書を乗務中携行し、同条第二項の規定により運行指示書の記載事項に変更が生じた場合に携行している運行指示書に当該変更の内容を記載すること。**

八 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。

第三節 運行管理者の選任等

（運行管理者の選任）

第十八条 一般貨物自動車運送事業者等は、次の各号に掲げる営業所において、それぞれ当該各号に定める数以上の運行管理者を選任しなければならない。

- 一 三十両未満の運行車の運行を管理する営業所又は五十両以上三十両未満の事業用自動車（運行車及び被けん引自動車を除く。）の運行を管理する営業所であつて、次号に掲げる営業所以外のもの
- 二 三十両以上の事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の運行を管理する営業所
- 一に当該営業所において運行を管理する事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てたものとする。）を加算して得た数

（運行管理者の選任等の届出）

- 第十九条 一般貨物自動車運送事業者等は、法第十八条第三項の規定による届出をしようとするとき（解任以外の理由により運行管理者でなくなったときを含む。）は、次に掲げる事項を記載した運行管理者選任（解任）届出書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 貨物自動車運送事業の種類
- 三 運行管理者の氏名及び生年月日
- 四 運行管理者が交付を受けている運行管理者資格者証（以下「資格者証」という。）の番号及び交付年月日
- 五 選任の場合にあつては、運行管理者がその業務を行う営業所の名称及び所在地並びにその者の兼職の有無（兼職がある場合は、その職名及び職務内容）
- 六 運行管理者でなくなった場合にあつては、その理由

（運行管理者の業務）

- 第二十条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 一 一般貨物自動車運送事業者等により運転者として選任された者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。
- 二 第三条第三項の規定により、乗務員が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。
- 三 第三条第四項の規定により定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
- 四 第三条第五項の規定により、乗務員の健康状態の把握に努め、同項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

- 五 第三条第六項の規定により、交替するための運転者を配置すること。
- 六 第四条の規定により、従業員に対する指導及び監督を行うこと。
- 七 第五条の規定による貨物の積載方法について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。
- 八 第七条の規定により、運転者に対して点呼を行い、報告を求め、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存すること。
- 九 第八条の規定により、運転者に対して記録させ、及びその記録を保存すること。
- 十 第九条に規定する運行記録計を管理し、及びその記録を保存すること。
- 十一 第九条に掲げる事業用自動車と同条に規定する運行記録計により記録することのできないものを運行の用に供さないこと。
- 十二 第九条の二の規定により、同条各号に掲げる事項を記録し、及びその記録を保存すること。
- 十二の二 第九条の三の規定により、運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。
- 十三 第九条の四の規定により、運転者台帳を作成し、営業所に備へ置くこと。
- 十四 第十条の規定により、乗務員に対する指導、監督及び特別な指導を行い、並びに運転者に対して適性診断を受診させること。
- 十五 第十一条に規定する場合にあつては、同条の規定による措置を講ずること。
- 十六 自動車事故報告規則第五条の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。
- 2 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の運行管理者は、前項に定めるもののほか、第三条第七項の規定により、乗務に関する基準を作成し、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する指導及び監督を行わなければならない。
- 3 運行管理者は、一般貨物自動車運送事業

者等に対し、事業用自動車の運行の安全の確保に関し必要な事項について助言を行うことができる。

（運行管理規程）

- 第二十一条 一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務、権限及び複数の運行管理者を選任する営業所にあつては前条に規定する業務を統括する運行管理者並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程（以下「運行管理規程」という。）を定めなければならない。
- 2 前項の運行管理規定に定める運行管理者の権限は、少なくとも前条に規定する業務を処理するに足りるものでなければならない。

（運行管理者の指導及び監督）

- 第二十二条 一般貨物自動車運送事業者等は、第二十条に規定する業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

（運行管理者の研修）

- 第二十三条 一般貨物自動車運送事業者等は、運輸監理部長又は運輸支局長から運行管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、運行管理者に当該研修を受けさせなければならない。
- 2 前項に規定する研修は、国土交通大臣が認定する講習をもつて代えることができる。
- 3 第十条第三項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあり、並びに同条第四項及び第五項中「第二項」とあるのは「第二十三条第二項」と、同条第三項及び第五項中「適性診断」とあるのは「講習」と、同条第三項中「診断の」とあるのは「講習事務の」と読み替えるものとする。

（以下略）

●お問い合わせ先



〒163-1519 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー19階
TEL. 03-5323-7626 FAX. 03-5323-7230
ホームページ <http://www.jta.or.jp>

(03074作成)

